

未成年者と弱い立場におかれている成人の保護のためのガイドライン

(日本カトリック司教団により、2021年2月17日に承認)

抜 粋

はじめに

教皇ヨハネ・パウロ二世は2002年4月23日、米国の枢機卿と司教協議会代表にあてた声明で、子どもに対する性虐待は「いかなる基準によっても悪であり、社会から正当に罪悪と見なされるものであって、神の目には忌まわしい罪である」¹と述べました。未成年者と弱い立場におかれている成人（以降、未成年者の表記に含める。）を守ることは、教会の使命の不可欠な事柄です。日本の司教協議会もこの使命を真摯に受けとめ2002年以来、さまざまな形²で取り組んできました。私たちは、この歩みをさらに徹底するために本ガイドラインを作成し、日本の教会に委ねられている未成年者のいのちを守る使命を果たしていきます。

5. 意識啓発

- (1) 未成年者の人権と尊厳を擁護し、虐待防止のための意識啓発、ならびに安全な居場所作りのために、教区や学校内での共同体教育への取り組みを実施しなければならない。
- (2) 教区ならびに修道会、宣教会においては、特に日本カトリック司教協議会が定めた「聖職者による性虐待被害者のための祈りと償いの日」のミサ、その前後の行事を通して、虐待防止に向けて取り組まなければならない。

6. 司牧活動での遵守事項

- (1) 未成年者と関わる司牧活動では、未成年者の保護が優先される。したがって、その活動においては、司牧者は以下のことを守らなければならない。
 - ・ 慎重さと尊敬をもって接すること。
 - ・ 未成年者の模範となること。
 - ・ 未成年者といるときは、必ず第三者から見えるようにすること。
 - ・ 潜在的であったとしても、危険な行動が見られた場合は、担当者³に報告すること。
 - ・ 未成年者のプライバシーを尊重すること。
 - ・ 活動内容と取り決めについて、保護者に事前に通知すること。
 - ・ 電話やソーシャルネットワークなどを用いて未成年者とコミュニケーションをかわす際は、しかるべき注意を払うこと。
- (2) 司牧者が未成年者に対して以下のことを行うことは、固く禁じられる。
 - ・ 体罰を科すこと。
 - ・ 特定の未成年者と優先的な関係をもつこと。

- ・ 精神的あるいは身体的に危険となりうる状況に未成年者を置くこと。
 - ・ 不快な態度、不適切または性的なことを示唆する行動を取ることを。
 - ・ 特定の個人やグループを差別すること。
 - ・ 未成年者に秘密を守るよう強いること。
 - ・ 特定の個人に贈り物をするなど、グループ内で差別化を図ること。
 - ・ 個人的な目的で、未成年者の写真や動画を撮影すること。
 - ・ 未成年者が特定できる画像を、ウェブやソーシャルネットワークなどで、保護者の同意なしに公開したり配布したりすること⁴。
- (3) 司牧活動は、未成年者の年齢と発達段階に応じた場で行われなければならない。未成年者が目の届かない場所や危険なところに立ち入ったりとどまったりしないよう、司牧者は特別に注意を払う必要がある⁵。
- (4) 未成年者間での不適切な行動やいじめには、たとえそれが犯罪を成立させるものでなかったとしても、公平かつ慎重に対処しなければならない。

7. 保護者のインフォームド・コンセント⁶

- (1) 未成年者が活動に参加する際には、保護者の同意が必須である。また、活動内容、責任者の名前と連絡先情報を、保護者に知らせなければならない。
- (2) 未成年者の写真や動画の撮影、未成年者が写っている写真やビデオの公開、電話やソーシャルネットワークを通じて未成年者と直接連絡を取ること、そのいずれの場合も保護者の同意が必要である。
- (3) 重要な個人情報を含む同意書は、慎重かつ厳重に保管されなければならない⁷。

¹ John Paul II, Address to the Cardinals of the United States (23 April 2002), 1. http://www.vatican.va/content/john-paul-ii/en/speeches/2002/april/documents/hf_jp-ii_spe_20020423_usa-cardinals.html (Retrieved on 8 December 2020)

² 聖職者による性虐待、性暴力に関するアンケート調査、啓発活動、研修、各教区の体制づくりを推進。詳細は「子どもと女性の権利擁護のためのデスク」ウェブサイト (<http://catholic-cwd.jp/>) を参照。

³ 本文「3. 未成年者保護のための窓口となる担当者」を参照。

⁴ 肖像権またはプライバシー権の侵害により経済的損害や精神的苦痛が発生した場合には、民法 709 条の不法行為に基づく損害賠償請求の対象となりうる。

⁵ 『子どもを事故から守る事故防止ハンドブック』（消費者庁発行、2019 年 10 月改訂）参照。

⁶ 十分な説明を受けた上での同意。 <https://www2.ninjal.ac.jp/byoin/teian/ruikeibetu/teiangou/teiangou-ruikei-c/informedconsent.html> (2020 年 12 月 8 日) を参照。

⁷ 個人情報の保護に関する法律第 20 条。